

## 令和5年第1回那珂川町議会定例会

### 議 事 日 程 (第3号)

令和5年3月6日(月曜日) 午前10時開議

- |       |        |  |        |
|-------|--------|--|--------|
| 日程第 1 | 議案第 1号 | 人権擁護委員の推薦意見について                          | (町長提出) |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | 那珂川町個人情報保護法施行条例の制定について                   | (町長提出) |
| 日程第 3 | 議案第 3号 | 那珂川町個人情報保護審議会条例の制定について                   | (町長提出) |
| 日程第 4 | 議案第 4号 | 個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について | (町長提出) |
| 日程第 5 | 議案第 5号 | 那珂川町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について    | (町長提出) |
| 日程第 6 | 議案第 6号 | 那珂川町国民健康保険条例の一部改正について                    | (町長提出) |
| 日程第 7 | 議案第 7号 | 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について                   | (町長提出) |
| 日程第 8 | 議案第 8号 | 那珂川町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について              | (町長提出) |
| 日程第 9 | 議案第 9号 | 那珂川町道路占有料徴収条例の一部改正について                   | (町長提出) |
| 日程第10 | 議案第10号 | 那珂川町郷土資料館条例の一部改正について                     | (町長提出) |
| 日程第11 | 議案第11号 | 令和4年度那珂川町一般会計補正予算(第7号)の議決について            | (町長提出) |
| 日程第12 | 議案第12号 | 令和4年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第2号)の議決について   | (町長提出) |
| 日程第13 | 議案第13号 | 令和4年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議決について      | (町長提出) |
| 日程第14 | 議案第14号 | 令和4年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の議決について     | (町長提出) |
| 日程第15 | 議案第15号 | 令和4年度那珂川町介護保険特別会計補正予算(第3号)の議決について        | (町長提出) |
| 日程第16 | 議案第16号 | 令和4年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算(第3号)の議決について       | (町長提出) |

- 日程第17 議案第17号 令和4年度那珂川町水道事業会計補正予算（第3号）の議決について（町長提出）
- 日程第18 議案第18号 字の区域の変更について（町長提出）
- 日程第19 議案第19号 那珂川町まほろばキャンプ場施設に係る指定管理者の指定について（町長提出）
- 日程第20 議案第20号 那珂川町温泉浴場ゆりがねの湯及び那珂川町定住センターに係る指定管理者の指定について（町長提出）
- 日程第21 議案第21号 まほろばの湯湯親館等の施設に係る指定管理者の指定について（町長提出）
- 日程第22 議案第22号 令和5年度那珂川町一般会計予算の議決について（町長提出）
- 日程第23 議案第23号 令和5年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決について（町長提出）
- 日程第24 議案第24号 令和5年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決について（町長提出）
- 日程第25 議案第25号 令和5年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決について（町長提出）
- 日程第26 議案第26号 令和5年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決について（町長提出）
- 日程第27 議案第27号 令和5年度那珂川町下水道事業特別会計予算の議決について（町長提出）
- 日程第28 議案第28号 令和5年度那珂川町農業集落排水事業特別会計予算の議決について（町長提出）
- 日程第29 議案第29号 令和5年度那珂川町水道事業会計予算の議決について（町長提出）

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員（12名）

1番 神 場 圭 司

2番 矢 後 紀 夫

3番	高野	泉	4番	福田	浩二
5番	大金	清	6番	川俣	義雅
7番	小川	正典	8番	鈴木	繁
9番	益子	明美	10番	大金	市美
11番	川上	要一	13番	益子	純恵

欠席議員（1名）

12番 小川 洋一

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島	泰夫	副町長	内田	浩二
教育長	吉成	伸也	会計管理者 兼会計課長	岩村	房行
総務課長	笠井	真一	企画財政課長	小松	重隆
税務課長	星	善浩	住民課長	加藤	啓子
生活環境課長	薄井	亮	健康福祉課長	薄井	和夫
子育て支援 課長	板橋	文子	建設課長	佐藤	裕之
産業振興課長	深澤	昌美	上下水道課長	益子	泰浩
農業委員会 事務局長	田角	章	学校教育課長	藤浪	京子
生涯学習課長	高瀬	敏之			

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	星	学	書記	金子	洋子
書記	佐藤	武			

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（益子純恵） ただいまの出席議員は12名であります。  
欠席届が12番、小川洋一議員から出されております。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（益子純恵） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますのでご覧ください。
- 

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（益子純恵） 日程第1、議案第1号 人権擁護委員の推薦意見についてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。  
町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

- 町長（福島泰夫） 皆様、改めましておはようございます。  
先週3月2日、3日と一般質問におきまして、皆様から貴重なご提言、ご意見等ちょうだいいたしまして、誠にありがとうございます。今後の町政運営にしっかりと反映をまいりたい、このように考えております。  
それでは、本日は議案第1号から29号までございますが、よろしく願いいたします。  
ただいま上程されました議案第1号 人権擁護委員の推薦意見について、提案理由の説明を申し上げます。  
人権擁護委員の推薦に当たっては、人権擁護委員法第6条第3項において、町長は、市町

村議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと定められております。現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております山口雅夫氏は、本年6月30日をもって現在の任期が満了となります。山口雅夫氏は、平成29年7月1日から2期6年間、人権擁護活動にご尽力いただいているところであり、その職責を果たしてこられました。改めて、感謝と敬意を表する次第であります。

このたび、同氏の任期満了に伴い、慎重に人選を進めてまいりました結果、後任として、内田清美氏を人権擁護委員に推薦したいと存じます。

内田清美氏は、教諭として長く義務教育に携わり、地域においても人望厚く、人格識見ともに申し分のない方であり、ここに推薦についてご提案いたすものであります。今回、議会の意見をいただきました上は、同氏を法務省にご推薦申し上げ、法務大臣が委嘱をすることになります。

なお、参考までに、当町の人権擁護委員は、現在、小祝邦之氏、川上弘之氏、蓮見和恵氏、大金美江氏、佐藤明彦氏、郡司広美氏、山口雅夫氏の7名であります。山口雅夫氏の後任として内田清美氏を推薦するものであります。

ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 人権擁護委員の推薦意見については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第2号～議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第2、議案第2号 那珂川町個人情報保護法施行条例の制定について、日程第3、議案第3号 那珂川町個人情報保護審議会条例の制定について、日程第4、議案第4号 個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、以上3議案は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第2号 那珂川町個人情報保護法施行条例の制定について、議案第3号 那珂川町個人情報保護審議会条例の制定について及び議案第4号 個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されました。現在、国、地方公共団体及び民間事業者等ごとに個別の法令や条例に基づき施行されている個人情報保護制度について、全国的な共通ルールを個人情報保護法において定めることとされたことに伴い、現行の那珂川町個人情報保護条例を廃止するとともに、個人情報の保護に関する法律の施行に関して必要な事項を規定するため、関係例規を整備するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） 補足説明を申し上げます。

最初に、議案第2号議案書の最後に添付してあります参考資料、那珂川町個人情報保護法施行条例の制定についてをご覧願います。

1、制定の理由であります。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、那珂川町を含む地方公共団体に係る

個人情報の保護に関する規律は、個人情報保護法に一本化されることになりました。

この制度改正に対応するため、改正後の個人情報保護法が施行される令和5年4月1日までに、現行の那珂川町個人情報保護条例を廃止し、新たに那珂川町個人情報保護法施行条例の制定を行うものであります。

2、制定する条例名は、那珂川町個人情報保護法施行条例であります。

3、概要であります。制度改正のイメージ図のとおり、個人情報保護法が改正される以前は、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者、地方公共団体等でそれぞれの対象に適用される法令が異なり、各自のルールで個人情報の保護に取り組んできたところであります。

改正後の個人情報保護法が施行される令和5年4月1日からは、上記全ての対象に直接個人情報保護法が適用されるようになり、内閣府の外局である個人情報保護委員会が法律に基づく制度を一元的に所管することになります。

2ページになります。

4、法律と条例の関係であります。改正後の個人情報保護法では、個人情報の定義や取扱いに関する規定が全国共通ルールとして定められており、地方公共団体では、同法から委任された事項を条例で定めることが必要となります。

5、制定の内容についてご説明申し上げます。

条項ですが、第1条は、条例の趣旨に関し規定するもの、第2条は、条例で使用する用語に関し規定するもの、第3条は、開示請求に係る費用負担に関し規定するもの、第4条は、開示決定等の期限に関し規定するもの、第5条は、開示決定等の期限の特例に関し規定するもの、第6条は、保有個人情報の訂正に係る訂正決定等を行う期限に関し規定するもの、第7条は、保有個人情報の訂正に係る訂正決定等を行う期限の特例に関し規定するもの、第8条は、保有個人情報の利用停止に係る利用停止決定等を行う期限に関し規定するもの、第9条は、保有個人情報の利用停止に係る利用停止決定等を行う期限の特例に関し規定するもの、第10条は、審議会への諮問に関し規定するもの、第11条は、運用状況の公表に関し規定するもの、第12条は、細則への委任に関し規定するもの、附則第2項は、那珂川町個人情報保護条例（現行条例）の廃止に関し規定するもの、附則第3項から第10項は、経過措置に関し規定するものであります。

6、施行期日は、令和5年4月1日からとなります。

次に、議案第3号議案書の最後に添付してあります参考資料、那珂川町個人情報保護審議会条例の制定についてをご覧願います。

1、制定の理由であります。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報保護に関する法律の改正に伴い、那珂川町個人情報保護審議会の設置や運用に関する事項を定める那珂川町個人情報保護条例の廃止に伴い、新たに審議会に関する条例を制定するものであります。

2、制定する条例名は、那珂川町個人情報保護審議会条例であります。

3、制定の内容についてご説明申し上げます。

条項ですが、第1条は、条例の目的に関し規定するもの、第2条は、条例で使用する用語に関し規定するもの、第3条は、審議会の所掌事務に関し規定するもの、第4条は、審議会の委員の人数に関し規定するもの、第5条は、審議会の委員の任期、再任及び職務上の義務等に関し規定するもの、第6条は、実施機関から諮問された案件に係る調査権限に関し規定するもの、第7条は、審査請求人等への意見陳述機会の付与に関し規定するもの、第8条は、調査審議手続の非公開に関し規定するもの、第9条は、規則への委任に関し規定するもの、第10条は、罰則に関し規定するもの。附則第2項は、経過措置に関し規定するものであります。

4、施行期日は、令和5年4月1日からとなります。

次に、議案第4号議案書の最後に添付してあります参考資料、個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてをご覧願います。

1、改正の理由であります。個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、条例の適用対象には指定管理者及び管理業務に従事している者は含まれず、同法が直接適用になることから、関係条例について所要の改正を行うものであります。

2、改正する条例名は、（1）那珂川町ケーブルテレビ施設条例及び（2）那珂川町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の以上2条例であります。

3、改正の内容についてご説明申し上げます。

（1）那珂川町ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例についてですが、第44条第1項の根拠規定を改正するものです。

（2）那珂川町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、第3条第4号の根拠規定を改正するものであります。

4、施行期日は、令和5年4月1日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。



これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、議案名をお示してください。

質疑はありませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） よく分からないので質問します。

まず、第2号の那珂川町個人情報保護法施行条例の制定についてなんですが、今まで町、それからいろんな団体で個人情報保護法というのをつくってきたということが説明されました。それを統一するというようなんですが、なぜ今のままでは不都合なのか、それをお聞きしたいと思います。

それから、第3号の第5条に、委員は学識経験を有する者のうちから町長が任命するということになっていますが、学識経験者というのはどういう必要があるのか、それから町長が任命するとなっていますけれども、議会に諮ることはしないのかということ、それから、第7条について、次のページですね。こんなふうに書いてあります。審議会は審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし審議会がその必要がないと認めるときはこの限りではないと、これはかなり矛盾した文章ではないかと思います。つまり、述べる機会を与えなければならないと書きながら、審議会が必要ではないということであれば、述べる機会がないということなんですが、そういう機会が与えられないということは十分に考えられるということですね。

以上です。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目、なぜ統一するかということでございますけれども、やはり住民にとりまして、これまで地方公共団体ごとに個人情報の取扱い、先ほども補足説明で申し上げましたけれども、開示請求の方法などが異なってございました。これらを統一したことによりまして、住民に対しましては分かりやすい制度になるということで、そのほかもろもろありますけれども、住民にとっては、このような形で分かりやすい制度になるということで、今回統一されるということでございます。

2点目の第3号の第5条にあります学識経験者でございますけれども、現行の那珂川町個人情報保護審議会委員というものは、行政不服審査委員も兼ねてございます。学識経験を有するということでありますので、学問的知識と豊富な経験を持つ方ということで、委員に選

任をさせていただいております。

また、町長が任命するということではありますが、議会に諮るのかということでもありますけれども、議会には諮らず、町長が任命するということとございます。

第7条の意見の陳述で、審議会が必要がないと認めるときはこの限りではないという文面とございます。この件につきましては、審議会のほうで審議をした中で、必要がないときは、この限りではないとしてございます。

以上であります。

○議長（益子純恵） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 最初の質問に関わってなんですが、住民にとってはいろいろあって分かりにくいということが今まであったので、それを分かりやすくするためということなんですが、今まで開示請求等に関して、非常にやり方が分かりにくいというような声がこの町でも寄せられていたのでしょうか。全国的にもどうなのかということをお聞きしたいと思います。

それから、第3号のほうの第5条、町長が任命するということなんですが、議会に諮ることはしないと、議会に諮らないで任命するというのはどういうことなんでしょうか。どうして議会に諮ることをしないのか、ほかのいろんな委員とか、先ほども第1号議案でありましたけれども、議会に諮って、それで任命していくということなんですけれども、そうしない理由は何でしょうか。

以上お願いします。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目の開示請求の件で、この町はどうだったのかということとございますけれども、現在までに開示請求というものは合併以来1件ございまして、今年度1件ございましたので、2件ございました。分かりやすくということでの要望ということではなくて、今回の法律の改正に伴って、このような改正をするものでございます。

2点目の町長が任命するということとございますけれども、ほかの委員も議会で諮らなければならないのかということとございますけれども、ほかの特別職の委員においても、同様な形で町長が任命してございまして、議会には諮ってございません。

以上であります。

○議長（益子純恵） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 1つだけ質問をします。

第2号に関わってですけれども、この町では、開示請求があったのは今年も含めて2件ということだとお答えになりましたけれども、つまり、開示請求のやり方が煩わしく、何とかしてほしいという、そういう要求があったということはないということだと思います。国の制度に一本化するということが先ほどの説明では、やりやすいということがメリットではないかというお話がありましたけれども、必ずしもそうでもないという感じがします。なぜ一本化する必要があるのか、こういうことで町民にとってはメリットがあるということではなくて、なぜ根本的に一本化する必要があるのかということをお答えいただきたいと思っています。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

繰り返しになると思うんですけれども、個人情報の取扱いとか開示請求の方法というのが地方公共団体、様々な団体によって取扱いが違っていたということで、やはり住民には分かりづらかったのではということで、今回、そういった意味も含めて改正するものでありますので、ご理解いただきたいと思っています。

○議長（益子純恵） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

なお、討論に当たっては、反対する議案名をお示してください。

討論はありませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 第2号についてですが、今までそれぞれの団体が独自に決めてきたもの、それはその団体、この町でいえば町が責任を持って決めてきたというふうに思いますので、それぞれのところで責任を持ってやっていることを全て一本化するというのは、私は非常に乱暴なことではないかと思います。地方公共団体は、町民のいろいろな事情を考えて、一番いいだろうと思う法令をつくってきたというふうに思いますので、それを一本化するというのは、私は自治法に違反するのではないかと思いますので、反対です。

それから、先ほども質問しましたけれども、第7条、自分の意見を述べることができなくなる、そういう条項が含まれているということで、やはり審議会において、あなたの意見を

述べる必要がないと言われたら、これは非常に非民主的ではないかというふうに私は思います。その他いろいろあるんですけども、主に言えばその2つの理由で、2号、3号に反対をいたします。

○議長（益子純恵） 続いて、本案に対する賛成討論を許します。

討論はありませんか。

7番、小川正典議員。

○7番（小川正典） それでは、賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。

2号でございますけれども、国がやると、参考資料にも書いてあると、内閣の外郭である個人情報保護委員会が法律に基づく制度を一元的に所管することになると、これが反対で、那珂川町だけでやるということはありません。やはり法を改正するという事は、執行部で説明されたように、町民あるいは個人そのものが扱いやすくなるという観点で改正をされるというふうに判断しますので、この2号については賛成にしたいと思います。

また、3号についても、認めないということではなくて、必要じゃないときは認めないということを考えますと、それなりに必要であれば、個人の意見がそこで言えるということになりますから、必ずしも言えないというふうにはとられないということで、賛成にしたいと思います。

以上でございます。

○議長（益子純恵） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第2号 那珂川町個人情報保護法施行条例の制定については原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（益子純恵） 起立多数と認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 那珂川町個人情報保護審議会条例の制定については原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（益子純恵） 起立多数と認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第5、議案第5号 那珂川町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第5号 那珂川町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

所得税法等の一部を改正する法律及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日に施行されたことに伴い、当条例の一部を改正するものです。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子純恵） 税務課長。

○税務課長（星 善浩） 補足説明を申し上げます。

お手元の議案書に添付してあります参考資料1、那珂川町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の概要により説明いたします。

1の改正理由であります。所得税法等の一部を改正する法律及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令が令和4年4月1日に施行され、条例中に引用されているこれらの法令の項等に移動が生じたためです。

次に、3の改正の内容について説明いたします。

最初に、租税特別措置法第12条及び第45条にそれぞれ項が新設され、各条の第2項以下の項が1つずつ繰り下がったことにより、条例第2条中の第12条第3項が第12条第4項に、第45条第2項が第45条第3項に改めます。

次に、租税特別措置法施行令については、第28条の9第10項に置かれていた資本金の額等の略称規定が同条中の第10項第1号に移動したことにより、第28条の9第10項が第28条の9第10項第1号に改めます。

最後に、4の施行期日は公布の日であります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号 那珂川町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第6、議案第6号 那珂川町国民健康保険条例の一部改正について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第6号 那珂川町国民健康保険条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の引上げについて所要の改正を行うものです。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（加藤啓子） 補足説明を申し上げます。

議案第6号の最後に添付してあります参考資料1、那珂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の改正概要をご覧ください。

1、改正の理由ですが、健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。出産費用が年々上昇する中で、平均的な標準費用を全て賄えるようにする観点から、出産育児一時金を引き上げるものです。

3、改正の内容ですが、出産育児一時金を40万8,000円から48万8,000円に引き上げるものです。この引上げにより産科医療補償制度掛金の加算額である1万2,000円を加算した場合は、支給額が42万円から50万円になります。

4、施行期日は、令和5年4月1日と定めるものです。

参考資料2をご覧ください。

条例の新旧対照表であります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号 那珂川町国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第7、議案第7号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第7号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、課税限度額及び軽減判定所得基準額について所要の改正を行うものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（加藤啓子） 補足説明を申し上げます。

議案第7号の最後に添付してあります参考資料、那珂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正概要をご覧ください。

1、改正の理由ですが、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの



です。

3、改正の内容ですが、第2条第3項は課税限度額の改正で、後期高齢者支援金分について課税限度額を20万円から22万円に引き上げるものです。

第26条第1項本文は、第2条第3項の改正と同様の改正となります。

第26条第1項第2号は、5割軽減判定所得基準額の引上げで、現行の28万5,000円から29万円になります。

同条第1項第3号は、2割軽減判定所得基準額の引上げで、現行の52万円から53万5,000円になります。

第27条の2第2項は、雇用保険受給資格通知の交付が廃止されたことに伴う改正です。

4、施行期日は、令和5年4月1日と定めるものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、小川正典議員。

○7番（小川正典） 26条の1項2号で28万5,000円が29万とあるんですけども、その前のページの26条を見ますと、私の見方が悪いのかどうか分からないんですけども、20万が22万というふうに記載されているのではなかろうかと思うんですけども、見るところが違うのかどうかその1点のみご質問させていただきます。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（加藤啓子） ただいまの質問にお答えいたします。

軽減判定所得基準額の引上げで5割軽減判定所得基準額は、第26条第1項第2号においてであります。

また、2割軽減判定所得基準額においては、第26条第1項第3号のみとなります。

以上です。

○議長（益子純恵） ほかに質疑はありませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 課税限度額の引上げについて質問します。

条例の一部改正というんですけども、これは平成18年に施行された条例を変えるということなんですが、平成18年以降初めての改正のように受け止められるのですが、それでいい

のか、それとも繰り返し改定されてきて現在の限度額が20万円になっているのを今回さらに改めるといふものなのかということが1番目の質問です。

2番目は、後期高齢者支援金分の課税限度額世帯は、当町では年間どのぐらいの所得の人がその限度額になっているんでしょうか。それから、全世帯の何%ぐらいですか。

3点目、所得に応じて税を払うのが原則のように私は思うんですが、なぜ課税限度額というのを設けているのか、その理由をお願いします。

以上です。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（加藤啓子） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず1点目でございますが、一部改正につきましては、昨年度も限度額のほうの改正は行わせていただいております。後期高齢者支援金分につきまして今年度限度額の改正引上げを行うというものです。

2点目につきましては、限度超過世帯に関して申しますと、こちら令和5年2月9日で試算したものでございますが、31世帯であります。

限度額を超える所得につきましては、概算でございますが、世帯の被保険者数の状況により違いはありますが、国保世帯半数を占める1人世帯では、医療分で基準総所得額が約976万円以上、後期分が約732万円以上、介護分が約770万円以上となっております。

3点目のご質問ですが、今回の国の改正の趣旨でございますけれども、国では年齢に関わりなく全ての国民がその能力に応じて負担し、支え合う全世代型社会保障の構築を目指しております。医療費の増加が見込まれる中で、保険料負担の格差是正として限度額を引き上げることにより、中間所得層と高所得層の引上げ幅の公平を図るための改正になります。これによりまして高所得層の負担は増えますが、中間所得層の負担は抑えられることになります。

以上です。

○議長（益子純恵） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 1点目については何回も改正されてきたということで、書き方というか、これだけ読むと初めてというように読み取れてしまうのかなということを危惧したものですから質問しました。

2点目の、31世帯というのは全世帯の何%ぐらいかがもし分かったら教えてください。

それから、3点目なんですけれども、限度額を20万から22万に引き上げたということは、私はいいと思うんです。所得の多い人が引上げになって所得の低い人には引上げになってな

いわけですから、それはそれでいいんですが、なぜ課税限度額というのを設けているのか、先ほど1人世帯でいうと所得が900何十万とありましたけれども、払える人はもっとたくさん払ってもいいのではないかと思うんですが、なぜ限度額というのを決めてしまうのか、そのところが納得できないのでお願いしたいと思います。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（加藤啓子） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず最初のご質問ですが、手持ちの資料では持ち合わせておりませんので、後日お知らせさせていただきたいと思います。

2点目のご質問でなぜ課税限度額を設けているのかということですが、こちらは国の改正に合わせて町では賦課限度額のほうも改正をさせていただいております。やはり高所得者の方におきましても、限度額を設けませんかかなりのご負担になるということで、定例改正に合わせて町では改正を行っております。

以上です。

○議長（益子純恵） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 比率でいうと恐らく収入の低い人が払う比率と高額の人が払う比率では随分の差があるのではないかと思います。それでこの22万というのも少しずつ少しずつ今まで引上げになってきましたよね。少しずつ少しずつ上げてきているんです。だから落とすところでそういうふうになっているのかなというような感じもするんですけども、やはり基本的には所得のある人はその所得に応じて払うのが税金なんではないかなという思いがあるんですが、国がそう決めているということで、町では何ともしようがないということのかなというふうに思いますけれども、基本はやはり払える人は払ってもらおうと、払えない人からは取らないとか、うんと安くするとか、それが基本だろうと思うんですが、その基本についてはどんなご意見でしょうか。

○議長（益子純恵） 町長。

○町長（福島泰夫） この件に関しましては、町独自でお答えできる問題ではないと認識をしております。

○議長（益子純恵） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号 那珂川町健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時15分

○議長（益子純恵） 再開いたします。

---

#### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第8、議案第8号 那珂川町子ども医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第8号 那珂川町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、令和5年度より那珂川町子ども医療費の対象である「子ども」の年齢を15

歳から18歳に引き上げるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子純恵） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（板橋文子） 補足説明を申し上げます。

参考資料1、那珂川町こども医療費助成に関する条例の一部改正についてをご覧ください。

1、改正の理由ですが、今回の一部改正は、令和5年度から栃木県のこども医療費助成制度における対象の「こども」がこれまでの小学校6年生までから中学校3年生までに見直されることになり、県補助金が増額されることから、町制度の子育て支援策のさらなる充実を図るため、対象の「こども」を拡充するものであります。

3、改正の内容ですが、町制度の対象の「こども」を現行の中学3年生までから高校3年生相当までに拡充するものであります。

4、施行期日は、令和5年4月1日からとなります。

参考資料2をご覧ください。

条例の新旧対照表であります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、小川正典議員。

○7番（小川正典） 1点だけご質問させていただきます。

参考資料1については、高校生相当という記載になっておりますけれども、参考資料2については18歳に達するまでの最初の3月31日ということになりますと、高校生ではなく有職者であっても3月31日までは無償で医療費を受け取れるという解釈ができるんですけども、この辺についてどう考えておるのか質問させていただきたいと思います。

以上1点でございます。

○議長（益子純恵） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（板橋文子） ただいまのご質問にお答えいたします。

小川議員がご質問されたとおり、高校生18歳相当までという方のほかにも有職者、それから職業についておられなくて在宅でいらっしゃる方いろいろな方がいらっしゃるの、年齢の表

現は18歳相当までということにいたしました。

以上であります。

○議長（益子純恵） ほかに質疑はありませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 県のほうで助成を中学3年まで引き上げるということで、この町では高校3年相当までということで引き上げるということなんですが、1点国のほうではどうなっているのかということが一つと。

それから、県のレベルよりもこの町のレベルを上げるということの最大の理由は何でしょうか。

この2点です。

○議長（益子純恵） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（板橋文子） ただいまの川俣議員のご質問にお答えいたします。

国のほうの動きはということでございますが、現在のところこのこども医療費に関しては、国のほうから詳細な通知等は届いておりません。

また、2点目の町で独自に18歳まで上げる理由はということについてですけれども、この町は子育て支援の充実を図っております。参考までに申し上げますと、県内で令和4年4月時点では、高校3年生相当まで対象としている市町は12市町ございまして、中学3年生まで対象としている市町は那珂川町を含めまして13市町でございました。今回の県制度の見直しを受けまして、県内の23市町全てで高校3年生相当まで対象を拡大すると聞いております。

以上です。

○議長（益子純恵） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 国の制度になくとも、国が本当は全国的にやるべきだと思うんですが、それがなくとも、各地方自治体で、その自治体が特に力を入れるということも含めて、住民のための施策としてこういうふうに積極的に動くというのが私は自治体本来の姿ではないかと思えます。

何でもかんでも国に準じてということでは、やはりまずいと。先ほどの町長の答弁がありましたけれども、それと違ったこういう積極的な施策をこれからも進めていただきたいと、要望です。

○議長（益子純恵） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号 那珂川町子ども医療費助成に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第9、議案第9号 那珂川町道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第9号 那珂川町道路占用料徴収条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、道路法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、那珂川町道路占用料徴収条例を改正するものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子純恵） 建設課長。

○建設課長（佐藤裕之） 補足説明を申し上げます。

議案書の最後に添付してあります参考資料1、那珂川町道路占用料徴収条例の一部改正に

ついて、1 ページをご覧ください。

まず、1、改正の理由ですが、道路法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、これらの内容と整合を図るため、那珂川町道路占用料徴収条例において所要の改正を行うものであります。

次に、3、改正の概要ですが、那珂川町道路占用料徴収条例の別表道路占用料表について、道路法施行令及び県条例に準拠した改正を行うものであります。

まず、(1) 本表の改正点についてご説明いたします。

ア、道路占用料の額の改定についてであります。本町における道路占用料は、国が固定資産税評価額及び占用物件の種類、所在地区分等を勘案して算定した単価を準用して設定しております。今回、国及び県の占用料が改定されたことに伴い、国が示した那珂川町の占用物件ごとの占用料に改定するものであります。

イ、道路法第32条第1項第3号に掲げる自動運行補助施設に係る道路占用料の額の新設につきましては、自動運転車の運行を補助する施設、具体的には、電磁誘導線や磁気マーカーなどのことで、自動運転を補助する役割を果たすもののことを示しますが、これらに対する道路占用料の額を新たに定めるものであります。

ウ、道路法施行令第7条第3号に掲げる洪水からの一時的な避難施設に係る道路占用料の額の新設につきましては、洪水、高潮、または津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設に対する道路占用料の額を新たに定めるものであります。

エ、道路法施行令第7条第8号に掲げる特定連結路附属地に設ける食事施設、購買施設等に係る道路占用料の額の新設につきましては、特定連結路附属地には、利用者サービスの向上を図るため、食事施設、購買施設等の利便増進施設を設けられることとなっておりますが、これらの地下階部分に関する道路占用料の額を新たに定めるものであります。

オ、道路法施行令第7条第14号に掲げる防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫、非常用電気等供給施設等に係る道路占用料の額の新設につきましては、防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫、非常用電気等供給施設、その他これらに類する施設で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため必要であると認められるものについて、道路占用料の額を新たに定めるものであります。

次に、(2) 備考の改正といたしまして、備考中の文言の整理及び追加を行うものであります。

7 ページ下段の備考欄をご覧ください。



まず、備考中第1号の文言については、不要な部分の文言を削除するものであります。

8ページ上段をご覧ください。

備考中第2号については、「電話線」を「電線」に改め、備考中第5号については、必要な文言を追加するものであります。

4、改正内容につきましては、参考資料2、2ページ以降の新旧対照表のとおりであります。

附則は、施行期日を令和5年4月1日とするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号 那珂川町道路占用料徴収条例の一部改正については、原案のとおり決すること  
に異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第10、議案第10号 那珂川町郷土資料館条例の一部改正について  
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第10号 那珂川町郷土資料館条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

なす風土記の丘資料館及び馬頭郷土資料館では、館内のリニューアルを行っておりますが、小川郷土館につきましては、老朽化が進んでいるため用途を廃止し、機能を馬頭郷土資料館に集約させるため、所要の改正をするものです。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子純恵） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高瀬敏之） 補足説明を申し上げます。

参考資料の那珂川町郷土資料館条例の一部改正についてをご覧ください。

1の改正の理由ですが、なす風土記の丘資料館及び馬頭郷土資料館では、展示資料を時代ごとに整理し、町の歴史をより分かりやすく紹介するため、常設展示替工事を実施しておりますが、小川郷土館については老朽化が著しいことから用途を廃止し、馬頭郷土資料館にその機能を集約するため、那珂川町馬頭郷土資料館から那珂川町郷土資料館に名称変更するものです。

3の改正内容ですが、第2条、名称及び位置の那珂川町馬頭郷土資料館の名称を那珂川町郷土資料館に改め、那珂川町小川郷土館は用途廃止により、名称及び位置を削除するものです。

4は施行日で、施行期日を令和5年4月1日と定めるものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、益子明美議員。

○9番（益子明美） 小川郷土館を那珂川町郷土資料館にすることなんですけど、小川郷土館にあるもの、展示物ですね、それはどの程度那珂川町郷土資料館に展示されるのでしょうか。また、廃棄されるものはどのくらいあるのかお伺いいたします。

その後の小川郷土館の活用方法についてですが、どのようにお考えか伺います。

○議長（益子純恵） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高瀬敏之） ただいまのご質問にお答えします。

小川郷土館の中身の展示物でございますが、現在、選別中ございまして、今後、なす風土記の丘のほうは縄文時代から平安時代まで、郷土資料館のほうは鎌倉時代から現代ということで展示をしようと思っております。

小川郷土館のその後の活用方法でございますが、大正の建物ということで、今後、社会教育施設の在り方を検討する中で検討していくということになります。

以上です。

○議長（益子純恵） 9番、益子明美議員。

○9番（益子明美） 建物の在り方を今後の社会教育施設整備計画の中で検討していくということなんですが、ぜひ趣ある大正の建物でありますので、保存方法について、民間活力なども活用していければいいかなと思いますので、その点だけ要望させていただきたいと思っております。

○議長（益子純恵） 答弁はよろしいでしょうか。

○9番（益子明美） はい。

○議長（益子純恵） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号 那珂川町郷土資料館条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号～議案第17号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第11、議案第11号 令和4年度那珂川町一般会計補正予算（第7号）の議決について、日程第12、議案第12号 令和4年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）の議決について、日程第13、議案第13号 令和4年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について、日程第14、議案第14号 令和4年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議決について、日程第15、議案第15号 令和4年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決について、日程第16、議案第16号 令和4年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の議決について、日程第17、議案第17号 令和4年度那珂川町水道事業会計補正予算（第3号）の議決について、以上7議案は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第11号から議案第17号、令和4年度那珂川町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計補正予算の議決について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、一般会計から申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業及び国・県等の補助事業の追加認定になったもののほか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業を中止したもの、年度末を迎え、各種の事務事業費が確定、または見込みがついたものなどを計上するものであります。

また、本年度予算化した事業は、おおむね完了する予定であります。今回補正する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業のほか、戸籍情報システム改修事業など、一部年度内に完了としない事業がありますので、繰越明許費として令和5年度に繰り越すことといたしました。

歳入の主なものを申し上げますと、地方交付税は普通交付税の確定によるもので、7億9,441万3,000円を増額するものであります。

国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や学校施設環境改善交付金の増額のほか、地方道路交付金事業や各種事務事業の確定等により、3,281万3,000円を増額するものであります。

繰入金は、今年度の歳入について精査し、財政調整基金などから繰入金を減額するほか、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計の事業費精算確定に伴う繰入金を増額するなど、6億3,000万5,000円を減額するものであります。

町債は、地域医療確保事業や中学校整備事業債を増額したほか、事業費確定による道路整備事業債の減額及び借入限度額確定による臨時財政対策債の減額により、4,744万3,000円を減額するものであります。

歳出の主なものを申し上げますと、第1は教育費で、物価高騰に対する支援として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とし、令和5年度に入学・進学する児童生徒へ支援金を交付する事業費のほか、馬頭中学校の大規模改修事業費など、1億1,977万6,000円を計上いたしました。

第2は総務費で、後年度の各種地域振興事業の財源とするため、地域振興基金費を増額するほか、公共交通確保対策事業費の増額など、3,990万9,000円を計上いたしました。

第3は衛生費で、前年度の新型コロナウイルスワクチン接種事業費の精算をするほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とし、水道事業会計へ電気料高騰分の一部を補助する事業費など、2,308万8,000円を計上しました。

その結果、一般会計の補正額は1億6,200万円となり、補正後の予算総額は88億5,500万円となりました。

次に、ケーブルテレビ事業特別会計であります。今回の補正は、ケーブルテレビ光化事業に係る経費など施設管理運営費を増額するもので、その財源は、繰入金及び繰越金を充てることといたしました。その補正額は1,400万円の増額となり、補正後の予算総額は3億2,000万円となりました。

次に、国民健康保険特別会計であります。今回の補正は、財政調整基金積立金や保険給付費等交付金償還金を増額するもので、その財源は、国民健康保険税を減額し、繰越金及び諸収入を充てることといたしました。その補正額は5,200万円の増額となり、補正後の予算総額は21億8,100万円となりました。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。今回の補正は、後期高齢者医療広域連合納付金及び後期高齢者健診事業費を減額するほか、諸支出金を増額するもので、その財源は、

後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金、諸収入を減額し、繰越金を増額することといたしました。その補正額は1,100万円の減額となり、補正後の予算総額は2億3,100万円となりました。

次に、介護保険特別会計であります。今回の補正は、認定調査等費のほか、介護給付費準備基金積立金及び諸支出金を増額するもので、その財源は、介護保険料、財産収入、繰入金、繰越金などを充てることといたしました。その補正額は8,000万円の増額となり、補正後の予算総額は20億7,930万円となりました。

次に、下水道事業特別会計であります。今回、補正額として計上はありませんが、令和5年度に繰り越す事業費がございますので、補正予算書を提出するものであります。

最後に、水道事業会計であります。今回の補正は、収益的収入として、電気料高騰に伴う一般会計からの補助などを350万円増額するものであります。

以上、一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計補正予算について、その大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（小松重隆） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の4ページをご覧ください。

第2表繰越明許費であります。国の補正予算措置による事業の前倒しや、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業など、本年度の事業完了が見込めないものを繰越明許費として計上するものであります。

2款総務費、4項戸籍住民基本台帳費、戸籍情報システム改修事業は、戸籍事務連携機能の整備費で450万円。

5款農林水産業費、1項農業費、県単農業農村整備事業は、健武地区の水利施設改修費で984万円。

6款商工費、1項商工費、那珂川町プレミアム商品券発行事業は、プレミアム率20%の商品券発行事業費で2,000万円。

7款土木費、2項道路橋りょう費、地方道路交付金事業は、町道薬利後沢線の道路改良工事費及び橋梁の修繕費などで7,895万3,000円。町道改良舗装事業は、町道金谷線の道路改良工事費などで2,636万3,000円。

9款教育費、1項教育総務費、入学・進学支援金事業は、令和5年度に入学・進学する児

童生徒へ交付金を交付する事業費で2,075万1,000円。3項中学校費、馬頭中学校施設整備事業は、校舎改修工事費で9,920万円とするものです。

以上が令和5年度に事業を繰り越すものであります。

続きまして、5ページをご覧ください。

第3表地方債補正であります。1、追加につきましては、中学校整備事業で、馬頭中学校校舎改修工事に係る地方債を追加するものであります。

2、変更につきましては、事業費がおおむね確定したことにより増減するもので、地域医療確保事業は、南那須地区広域行政事務組合病院負担金で限度額4,450万円に1,640万円を増額し、限度額を6,090万円とするもの。道路整備事業は、地方道路交付金事業及び町道改良舗装事業費の確定により、限度額1億5,250万円から890万円を減額し、限度額を1億4,360万円とするもの。臨時財政対策債は、発行限度額確定に伴い限度額2億円から1億1,994万3,000円を減額し、8,005万7,000円とするものです。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

補正予算書の9ページをご覧ください。

11款地方交付税、1項1目地方交付税の補正額は7億9,441万3,000円の増で、臨時財政対策債振替額が大きく減額したほか、令和3年度交付税検査の精算などにより普通交付税が増額となったものであります。

14款使用料及び手数料、1項6目教育使用料の補正額は370万円の減で、美術館観覧料は感染症拡大の影響による団体客数の減少によるものであります。

15款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金の補正額は2,817万8,000円の増で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,417万8,000円は、コロナ禍における物価高騰対策事業等に係るもの。個人番号カード交付補助金600万円の減は、制度改正及び関連事業費の確定によるもの。

4目土木費国庫補助金の補正額は1,943万6,000円の減で、道路橋りょう費補助金1,727万5,000円の減は、それぞれ地方道路交付金事業費1,420万8,000円の減及び道路メンテナンス事業費306万7,000円の減で、事業費の確定によるもの。住宅費補助金216万1,000円の減は、それぞれ地域住宅交付金事業費200万円の減及び住宅・建物耐震改修等事業費16万1,000円の減で、事業費の確定によるもの。

5目教育費国庫補助金の補正額は2,407万1,000円の増で、学校施設環境改善交付金は、馬頭中学校校舎改修に係るものであります。

16款県支出金、1項1目民生費県負担金の補正額は418万8,000円の減で、保険基盤安定費の確定によるものであります。

2項1目総務費県補助金の補正額は731万7,000円の減で、生活バス路線運行費は、コミュニティバス運行事業及びデマンド交通運行事業交付金の額確定によるもの。

10ページに移ります。

4目農林水産業費県補助金の補正額は1,511万3,000円の減で、農業委員会活動費476万7,000円は、農地利用最適化交付金交付額の確定によるもの。多面的機能支払交付事業費187万8,000円の減は、事業費確定によるもの。農村地域防災減災事業費1,800万2,000円の減は、農業用ため池防災減災対策推進事業費の確定によるもの。

6目土木費県補助金の補正額は138万円の減で、栃木県民間住宅耐震改修助成事業費130万円の減及び栃木県民間住宅耐震診断助成事業費8万円の減は事業費の確定によるもの。

7目教育費県補助金の補正額は15万9,000円の減で、国体会場地市町運営交付金は、国体事業費の確定によるものであります。

3項1目総務委託金の補正額は81万4,000円の減で、参議院議員通常選挙費の確定によるものであります。

17款財産収入、2項1目不動産売払収入の補正額は625万1,000円の増で、国有林伐採に伴う立木売払収入であります。

18款寄附金、1項2目総務費寄附金の補正額は3,137万円の増で、ふるさと納税寄附金であります。

19款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金の補正額は6億4,315万5,000円の減で、歳入状況を精査し減額するもの。

11ページに移ります。

4目奨学基金繰入金の補正額は226万8,000円の減で、貸付金の確定によるものであります。

2項1目後期高齢者医療特別会計繰入金の補正額は291万6,000円の増で、令和3年度事業精算による特別会計からの返納金。

2目介護保険特別会計繰入金の補正額は1,250万2,000円の増で、令和3年度事業精算による特別会計からの返納金であります。

21款諸収入、5項4目雑入の補正額は727万2,000円の増で、コミュニティバス馬頭烏山線運行事業費83万2,000円は、事業費確定によるもの。栃木県市町村振興協会市町村交付金



596万1,000円は、ハロウィンジャンボ宝くじの収益を市町に交付する交付金で、額の確定によるもの。多面的機能支払交付金過年度返還金47万9,000円は、団体からの過年度事業精算による返還金であります。

22款町債、1項1目衛生債の補正額は1,640万円の増で、地域医療確保事業債は、南那須地区広域行政事務組合病院負担金の発行限度額確定によるもの。

3目土木債の補正額は890万円の減で、道路整備事業債は、地方道路交付金事業費及び町道改良舗装事業費の確定によるもの。

5目臨時財政対策債の補正額は1億1,994万3,000円の減で、発行限度額確定によるもの。

6目教育債の補正額は6,500万円の増で、中学校整備事業債は馬頭中学校整備事業に係るものであります。

12ページ、歳出に入ります。

2款総務費、1項1目一般管理費の補正額は660万円の増で、職員人件費は退職手当特別負担金を増額するもの。

4目財産管理費の補正額は835万1,000円の増で、庁舎維持管理費210万円は、電気料高騰に伴う光熱水費の増額のほか、庁舎電話機賃貸料の確定による減。町有財産管理費625万1,000円は、国有林伐採に伴う部分林立木売却収益交付金を増額するもの。

6目公共交通確保対策事業費の補正額は1,256万9,000円の増で、生活バス路線運行維持費及びデマンド交通、コミュニティバス運行費の確定により補助金を増額するものであります。

2項1目企画総務費の補正額は517万5,000円の増で、ケーブルテレビ事業特別会計繰出金は、ケーブルテレビ光化事業に係る経費の増額のほか、電気料高騰に伴う指定管理委託料の増額により繰出金を増額するもの。

2目まちづくり費の補正額は400万円の減で、まちづくり諸費は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により元気フェスタを中止したことに伴い委託料を減額するほか、ふるさと納税により小砂芸術展への交付金を増額するもの。

3目財政管理費の補正額は726万円の増で、震災復興特別交付税の精算による過年度返納金。

4目財政調整基金等費の補正額は2,139万3,000円の増で、地域振興基金は、ふるさと納税による寄附金等を積み立てるものであります。

13ページに移ります。

4 項 1 目戸籍住民基本台帳費の補正額は498万3,000円の減で、職員人件費32万円は、職員人件費確定による共済費の増額であります。

なお、職員人件費の補正につきましては、いずれも職員人件費確定による共済費の増でありますので、以降、説明を一部省略させていただきます。

電算処理費18万円は、自動契印機が故障したことにより新規購入するもの、個人番号カード推進事業費548万3,000円の減は、マイナンバーカードの申請及び交付に関わる会計年度任用職員を雇用する報酬及び旅費を増額するほか、郵便局マイナンバーカード申請支援業務委託手数料の増額、個人番号カード関連事務委託負担金を制度改正及び関連事業費確定により減額するものであります。

5 項 2 目参議院議員通常選挙費の補正額は98万4,000円の減で、参議院議員通常選挙の事業費確定によるもの。

4 目町議会議員選挙費の補正額は1,147万2,000円の減で、町議会議員選挙の事業費確定によるものであります。

14ページに移ります。

3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費の補正額は209万円の減で、職員人件費37万円は共済費の増額によるもの、福祉基金費1,040万円はふるさと納税による寄附金等を積み立てるもの、後期高齢者医療費1,286万円の減は医療費給付費負担金及び後期高齢者医療特別会計繰出金の確定によるもの、2 目障害者福祉費の補正額は729万5,000円の増で、障害者福祉諸費は障害者医療費国庫負担金及び障害者自立支援給付費等県負担金の過年度返納金、3 目老人福祉費の補正額は183万2,000円の減で、敬老会費193万2,000円の減は事業の確定により報償費及び補助金を減額するもの、介護保険特別会計繰出金10万円は事業費の増により繰出金を増額するものであります。

2 項 1 目児童福祉総務費の補正額は41万円の増で、職員人件費は共済費の増額によるもの。

15ページに移ります。

2 目認定こども園費の補正額は26万円の増で、職員人件費は共済費の増額によるもの、3 目児童措置費の補正額は564万円の増で、子育て世帯生活支援特別定額給付金事業費は令和3年度事業費精算による国庫過年度返納金。

4 款衛生費、1 項 2 目予防費の補正額は1,928万8,000円の増で、新型コロナウイルスワクチン接種事業費は令和3年度事業費精算による国庫過年度返納金。

4 目環境衛生費の補正額は380万円の増で、職員人件費30万円は共済費の増額によるもの、

簡易水道費350万円は、水道基本料半額免除事業費実績により負担金を減額するほか、水道事業会計への電気料高騰分を補助するため、負担金を増額するものであります。

5款農林水産業費、1項1目農業委員会費の補正額は191万7,000円の増で、農業委員会活動費は、農地利用最適化交付金確定により農業委員の報酬を増額するもの、3目農業振興費の補正額は85万7,000円の増で、多面的機能支払事務費214万3,000円の減は、事業費確定により交付金を減額するもの、農業振興諸費300万円は、農業用燃油・資材高騰対策交付金の申請者増により補助金を増額するもの、5目農地費の補正額は1,800万2,000円の減で、農地諸費は農業用ため池長寿命化計画策定事業費の確定により委託料を減額するものであります。

16ページに移ります。

6款商工費、1項1目商工総務費の補正額は12万円の増で、職員人件費は共済費を増額するもの、2目商工業振興費の補正額は2,010万円の増で、商工業振興費2,000万円はプレミアム商品券発行事業費補助金を増額するもの、消費者行政費10万円は、大田原市消費生活センター負担金の額確定により増額するものであります。

7款土木費、1項1目土木総務費は416万円の減で、人件費46万円は共済費を増額するもの、住宅・建築物耐震改修等事業費462万円の減は、事業費の確定により補助金を減額するものであります。

2項3目道路新設改良費の補正額は3,128万8,000円の減で、地方道路交付金事業費は町道上郷須賀川線及び薬利後沢線などの交付金事業の確定により、工事請負費のほか土地購入費、物件補償費を減額するものであります。

9款教育費、1項2目事務局費の補正額は2,096万6,000円の増で、職員人件費120万円は共済費を増額するもの。

17ページに移ります。

事務局費2,075万1,000円は、物価高騰に対する支援として令和5年度に入学・進学する児童生徒へ交付金を交付する事業費で、小学校入学者及び中学校入学者並びに高校進学者の計283名分の交付金のほか、役務費、委託料を増額するもの、奨学金運営費98万5,000円の減は、貸付額の確定により貸付金を減額するほか、ふるさと納税による寄附金等を積み立てるものであります。

3項3目学校施設整備費の補正額は1億63万円の増で、馬頭中学校施設整備費は馬頭中学校B棟の大規模改修工事による工事監理業務委託費のほか、工事請負費を増額するものであ

ります。

4項1目社会教育総務費の補正額は382万6,000円の減で、職員人件費34万円は共済費を増額するもの、国際交流事業費672万6,000円の減は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった事業の旅費及び補助金を減額するもの、教育文化基金費256万円は、ふるさと納税による寄附金及び財産処分に係る積立金を積み立てるもの、3目図書館費の補正額は70万円の増で、図書館管理運営費は電気料高騰に伴う指定管理業務委託料を増額するもの、5目美術館費の補正額は115万円の増で、美術館管理運営費は電気料高騰に伴う光熱水費を増額するものであります。

18ページに移ります。

5項2目保健体育施設費の補正額は15万6,000円の増で、体育施設維持管理費370万円は、電気料高騰に伴い屋内水泳場指定管理業務委託料を増額するもの、国体準備事業費354万4,000円の減は、国体事業費の確定により減額するものであります。

19ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書7ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金の補正額は517万5,000円の増で、ケーブルテレビ施設管理運営費の手数料、業務委託料及び工事請負費の増に伴い、繰入金を増額するものであります。

4款繰越金、1項1目繰越金の補正額は882万5,000円の増で、前年度繰越金であります。

8ページ、歳出に入ります。

1款ケーブルテレビ事業費、1項1目管理運営費の補正額は1,400万円の増で、令和5年度の光化整備事業のための電柱共架に係る手数料のほか、ケーブルテレビ施設の電気料高騰に伴う委託料及び国道461号線ケーブル張りかえ工事などに係る工事費であります。

以上でケーブルテレビ事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（加藤啓子） 続きまして、国民健康保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書7ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

1 款国民健康保険税、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税の補正額は988万6,000円の減です。医療給付費分現年課税分が765万8,000円の減で、後期高齢者支援金分現年課税分が222万8,000円の減です。いずれも被保険者数及び世帯数の減が主な要因です。

8 款繰越金、1 項 1 目その他繰越金の補正額は5,104万5,000円の増で、前年度繰越金です。

9 款諸収入、2 項 5 目一般被保険者返納金の補正額は107万2,000円の増で、一般被保険者過年度返納金です。

2 項 8 目雑入の補正額は976万9,000円の増で、概算払いにより支払った令和3年度保険給付費の精算金です。

8 ページ、歳出に移ります。

6 款基金積立金、1 項 1 目財政調整基金積立金の補正額は3,299万9,000円の増で、国民健康保険事業費納付金等の財源に不足が生じた場合に充当できるよう積立てをするものです。

8 款諸支出金、1 項 3 目保険給付費等交付金償還金の補正額は1,900万1,000円の増で、過年度保険給付費等交付金の精算による返納金であります。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書7 ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項 1 目後期高齢者医療特別徴収保険料の補正額は2,155万9,000円の減で、保険料の精査によるものです。

1 項 2 目後期高齢者医療普通徴収保険料の補正額は969万円の増で、保険料の精算によるものです。

3 款繰入金、1 項 1 目事務費繰入金の補正額は329万1,000円の減で、健診事業の実績等によるものです。

1 項 2 目保険基盤安定繰入金の補正額は558万4,000円の減で、負担金の額の確定によるものです。

4 款繰入金、1 項 1 目繰越金の補正額は995万1,000円の増で、前年度繰越金です。

5 款諸収入、3 項 3 目後期高齢者健診事業負担金の補正額は20万7,000円の減で、実績の見込みによるものです。

8 ページ、歳出に移ります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金の補正額は

1,041万8,000円の減で、保険料の減及び保険基盤安定費の確定によるものです。

3款後期高齢者健診事業費、1項1目後期高齢者健診事業費の補正額は349万8,000円の減で、実績の見込みによるものです。

4款諸支出金、2項1目繰出金の補正額は291万6,000円の増で、前年度繰越金の一般会計への繰出金です。

以上で後期高齢者医療特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫） 続きまして、介護保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書7ページをご覧ください。

事項別明細書により歳入から説明いたします。

1款介護保険料、1項1目第1号被保険者保険料の補正額は40万5,000円の増で、第1号被保険者の所得段階の変更による増額です。

6款財産収入、1項1目利子及び配当金の補正額は3,000円の増で、介護給付費準備基金の利子分です。

7款繰入金、1項5目その他一般会計繰入金の補正額は10万円の増で、一般管理費の増による町負担分の増額です。

8款繰越金、1項1目繰越金の補正額は7,949万2,000円の増で、前年度繰越金です。

8ページ、歳出に移ります。

1款総務費、3項2目認定調査等費の補正額は10万円の増で、介護認定の新規及び区分変更申請者の増加による主治医意見書に係る手数料の増額です。

6款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金の補正額は4,698万7,000円の増で、介護報酬改定や介護サービス等の利用の増加による給付費への影響に備え、積み立てるものです。

8款諸支出金、1項2目償還金の補正額は2,041万円の増で、令和3年度分介護給付費負担金及び地域支援事業費交付金に対する国及び県負担金の精算による返納金です。

2項1目繰出金の補正額は1,250万3,000円の増で、同じく令和3年度分介護給付費、地域支援事業費及び事務費に対する一般会計繰入金の精算による返納分です。

以上で介護保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 上下水道課長。

○上下水道課長（益子泰浩） 続きまして、令和4年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算について補足説明を申し上げます。

補正予算書2ページをご覧ください。

第1表、繰越明許費であります。1款下水道事業費、1項1目総務費の繰越額は975万7,000円です。管路施設耐震対策事業において、国庫補助事業により実施するもので、下水道管路施設耐震補強工事の設計業務であります。

当該事業における国の内示が昨年12月であったことから、本年度内の業務完了が見込めないため、繰越明許費として計上するものであります。

以上で那珂川町下水道事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、令和4年度那珂川町水道事業会計補正予算について補足説明を申し上げます。補正予算書3ページをご覧ください。

補正予算実施計画によりご説明いたします。

収益的収入であります。1款水道事業収益、2項2目他会計負担金の補正額は350万円の増です。現在、電気料金の高騰により、水道事業においても動力費等の経費がかさみ、経営が圧迫されている状況です。今後、電気料金の高騰が続けば、水道料金の改定も視野に入れなければならないことから、電気料金の高騰分に対し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を一般会計から450万円を繰入れ、充当するものであります。

また、9月から実施しております水道基本料金の免除については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しておりますが、免除額を精査した結果、今回100万円を減額することといたしました。

その結果、他会計負担金の補正額は350万円の増額となります。

4ページは、キャッシュフロー計算書となっておりますのでご覧ください。

以上で、那珂川町一般会計補正予算、那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算、那珂川町国民健康保険特別会計補正予算、那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算、那珂川町介護保険特別会計補正予算、那珂川町下水道事業特別会計並びに那珂川町水道事業会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

審議の途中ですが、ここで休憩いたします。

再開は午後1時40分といたします。

休憩 午後 零時 24分

再開 午後 1時 40分

○議長（益子純恵） 再開いたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（板橋文子） 午前中の議案第8号の那珂川町こども医療費助成に関する条例の一部改正についての際、川俣議員の質問の答弁の中で、私のほうから、県内全ての自治体の数を「23」と発言いたしました。が、「25全ての自治体」と訂正をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（益子純恵） それでは、午前中に続きまして、議案第11号から第17号までの審議を行います。

それでは、これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、会計名及び補正予算書のページをお示してください。

質疑はありませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 一般会計補正予算案9ページです。

聞き逃しがあるかもしれませんので、ご了承ください。

9ページの一番下ですね。県支出金の一番右側の説明ですと、生活バス路線運航費というのが731万7,000円減額になっていますけれども、この理由をお聞かせください。

それから、10ページ、下から2つ目の総務費寄附金のふるさと納税寄附金に関連する返礼品関係ですね。支出のほうでいいますと、12ページのまちづくり費の中にあるという説明があったと思うんですけれども、返礼品関係では幾ら支出しているかお願いしたいと思います。

それから、3つ目は、15ページです。15ページの一番下、農地費、これが1,800万円ほど減額になっていますけれども、その内容を教えてください。

以上です。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

1点目の生活バス路線の運航費の減の理由でございますけれども、コミュニティバスとデマンド交通の額の確定によりまして、今回減額するものでございます。



当初予算におきまして、欠損額の2分の1を見込んでおりましたけれども、額の確定によりまして、町全体の収支率が3分の1の基準というものが変わったことによりまして、算定方法が変わったということで減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（小松重隆） ご質問の2点目、ふるさと納税の返礼品の額についてですが、今回のふるさと納税の返礼品の歳出に係る補正予算額については、計上はないところです。以上です。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（深澤昌美） 農業振興費、農地諸費の1,800万2,000円の減額につきましては、農業用ため池長寿命化計画策定業務に係るものでございます。当初予算7,100万円予算計上しておりましたが、事業費確定に伴いまして、1,800万2,000円の減額となっています。以上です。

○議長（益子純恵） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 2番目のふるさと納税寄附金に関してなんですが、10ページには、補正額として3,137万円増となっています。

寄附金がそれだけあったと思うんですけども、寄附金があればそれに対して返礼品を送ることになっているのではないかと思うんですが、その返礼品については、同じ年度では行われないということなんでしょうか。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（小松重隆） ただいまのご質問にお答えいたします。

ふるさと納税の寄附金の補正の件ですが、当初では額をそれほど見込んでいないというところで、返礼品は、昨年度の歳出を参考に予算を組んであるため、歳入は増額となりますが、返礼品に係る歳出は補正がないという状況です。

以上です。

○議長（益子純恵） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） そうすると、あらかじめそれに対応するぐらいの予算を、返礼品の予算は組んであったということですね。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（小松重隆） ただいまの質問にお答えいたします。

あらかじめ見込んでいたということになります。

以上です。

○議長（益子純恵） ほかに質疑はありませんか。

9番、益子明美議員。

○9番（益子明美） 一般会計の補正予算のほうでお聞きします。

10ページ、歳入の18款1項2目総務費、寄附金、ふるさと納税寄附金の件です。

件数は何件で、昨年より1,700万円ぐらい減になっておりますが、その訳をお知らせいただきたいと思えます。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（小松重隆） ただいまのご質問にお答えいたします。

寄附金の件数ですが1,032件、金額が3,242万6,800円ということで、今年度はまだ3月分が計算に入っておりませんが、現時点での昨年度比が約1,800万円の減額となっております。

この減については、1つとして考えられるのが今までの主力であった温泉とらふぐの返礼品が影響しているものと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 9番、益子明美議員。

○9番（益子明美） 件数でいうと、昨年の一般会計の補正予算時では2,060件だったので、約半数なんですよ。その割には、ふるさと納税、件数の割には上がっているというふうに考えますけれども、その点はどう見ているか伺います。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（小松重隆） ただいまのご質問にお答えいたします。

件数につきましては、昨年度の実績よりは半分以下ということですが、高額な納税者が見受けられた、高額な返礼品に合わせたような寄附金が多くなったという点であろうかと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） ほかに質疑はありませんか。

7番、小川正典議員。

○7番（小川正典） ふるさと納税で、何回もの質問なんですけれども、川俣議員が質問した内容で、なぜ歳入にはほとんど含まれずに、返礼品の歳出にはそれなりの金額が予算化されているのかと。

一般的には、歳出が見込まれていれば歳入があるという計算になるのではなかろうかなと思ひまして、なぜそういう予算が成り立つのか、その辺をご質問させていただきたいと思ひます。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（小松重隆） ただいまのご質問にお答えいたします。

ふるさと納税につきましては、あくまでも寄附金という名目であるため、年度当初については科目存置の1,000円という予算措置をしております、例年3月の補正で入った分を増額補正しているものです。

以上です。

○議長（益子純恵） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

なお、討論に当たっては、反対する会計名をお示しください。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第11号 令和4年度那珂川町一般会計補正予算（第7号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 令和4年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 令和4年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 令和4年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号 令和4年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号 令和4年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 令和4年度那珂川町水道事業会計補正予算（第3号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第18、議案第18号 字の区域の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫登壇]

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第18号 字の区域の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、和見地内で実施しております県営中山間地域総合整備事業につきましては、今年度をもちまして、圃場整備に関する工事は全て終了する予定となっております。

つきましては、令和5年度に換地処分が行われるにあたり、字の区域の変更を行う必要があることから、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（深澤昌美） 補足説明申し上げます。

現在、和見地内で栃木県が実施しております県営中山間地域総合整備事業につきましては、平成29年度から工事に着手し、今年度の工事をもって圃場整備に関する工事は全て終了する予定となっております。

つきましては、令和5年度に換地処分を行うことで圃場整備事業は全て終了となりますが、圃場整備に伴い、従来の不規則であった土地の形状が新たに規則正しく形成されたことにより、新たな土地の形状に合わせた字の区域を変更する必要があることから、議会の議決を求めるものであります。

なお、この字の区域の変更の効力は、土地改良法第54条第4項に規定する換地処分の公告のあった日の翌日から生じることになります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号 字の区域の変更については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第19、議案第19号 那珂川町まほろばキャンプ場施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫登壇]

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第19号 那珂川町まほろばキャンプ場施設に係る指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、那珂川町まほろばキャンプ場の指定管理を行わせるため、グレイズ・インターナショナル株式会社を指定管理者として指定するものです。

これらの施設は、平成30年4月1日から指定管理者が管理運営を行っておりますが、令和5年3月31日をもって5年間の指定期間が完了することから、改めてこのたび指定管理候補者を選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（深澤昌美） 補足説明いたします。

参考資料をご覧ください。

まず、管理を行わせる施設の名称は、那珂川町まほろばキャンプ場になります。

主な施設の概要につきましては記載のとおりとなりますので、ご確認をお願いします。

次に、2の指定管理者に指定する法人は、栃木県那須郡那珂川町健武2304番地1、グレイズ・インターナショナル株式会社、代表取締役、今瀬瑞比古となります。

次に、3の指定の期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3か年となります。

次に、4の指定管理者が行う業務の範囲ですが、施設の維持管理及び運営に関する業務については、施設を正常に使用できる状態の維持など4項目、施設の利用の許可に関する業務については、本施設の利用許可に関する事など3項目、施設の利用の許可の取消し並びに利用の制限等に関する業務については2項目となります。

次に、5の利用料金収入等の取扱いですが、利用料金制度を採用し、条例の範囲内で利用料金を設定して収入として収受、管理運営に充当するなど、3項目となります。

裏面をご覧ください。

次に、6の指定管理料ですが、施設の管理に必要な経費として、年額225万円を限度に協定で定め、指定管理者に支払うこととします。

次に、7の候補者選定の経緯ではありますが、那珂川町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定により、一般公募としております。

一般公募の応募者を選定するため、1月30日に選定委員会を開催し、審査を行いました。

その結果を受けまして、指定管理者として、グレイズ・インターナショナル株式会社を指定するものであります。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第19号 那珂川町まほろばキャンプ場施設に係る指定管理者の指定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第20、議案第20号 那珂川町温泉浴場ゆりがねの湯及び那珂川町定住センターに係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫登壇]

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第20号 那珂川町温泉浴場ゆりがねの湯及び那珂川町定住センターに係る指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、那珂川町温泉浴場ゆりがねの湯、那珂川町定住センターの指定管理を行わせるため、グレイズ・インターナショナル株式会社を指定管理者として指定するものです。

これらの施設は、平成26年4月1日から指定管理者が管理運営を行っておりますが、令和5年3月31日をもって3年間の指定期間が完了することから、改めてこのたび指定管理候補者を選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（深澤昌美） 補足説明いたします。

参考資料をご覧ください。



まず、管理を行わせる施設の名称は、那珂川町温泉浴場ゆりがねの湯、那珂川町定住センターになります。

主な施設の概要につきましては記載のとおりとなりますので、ご確認をお願いします。

次に、2の指定管理者に指定する法人は、栃木県那須郡那珂川町健武2304番地1、グレイズ・インターナショナル株式会社、代表取締役、今瀬瑞比古となります。

次に、3の指定の期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3か年となります。

次に、4の指定管理が行う業務の範囲ですが、施設の維持管理及び運営に関する業務については、施設を正常に使用できる状態の維持など4項目、施設の利用の許可に関する業務については、本施設の利用許可に関する事など3項目、施設の利用の許可の取消し並びに利用の制限等に関する業務については2項目となります。

次に、5の利用料金収入等の取扱いですが、利用料金制度を採用し、条例の範囲内で利用料金を設定して収入として収受、管理運営に充当するなど、3項目となります。

次に、6の指定管理料ですが、施設の管理に必要な経費として、年額1,530万円を限度に協定で定め、指定管理者に支払うこととします。

次に、7の候補者選定の経緯ではありますが、那珂川町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定により、一般公募としております。

一般公募の応募者を選定するため、1月30日に選定委員会を開催し、審査を行いました。

その結果を受けまして、指定管理者として、グレイズ・インターナショナル株式会社を指定するものであります。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 6の指定管理料についてなんですが、ここでは年額1,530万ということになっています。現在は幾らの指定管理料になっているか。それから、その前は幾らだったか。2回変わっていると、今回変わっているとすると、2回変わっていると思うんですが、現在とそれ以前とお示ししたいかと思います。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（深澤昌美） このたび1,530万円という指定管理料になったわけですが、前回につきましては1,450万円でございます。その前はちょっと今のところ手元に資料がなくて分かりませんので、後でお示ししたいと思います。

以上です。

○議長（益子純恵） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 今、課長が答弁されましたけれども、1,450万円になる前は、かなり低かったんです。300万ぐらいの差があったと思います。詳しい数字は、私も忘れていますが、

それで、現在よりも80万多いという指定管理料なんですけれども、何か高く設定する理由があったのでしょうか。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（深澤昌美） 今回の指定管理料の設計に当たりましては、コロナ後の入場者数等々、あとは、現在の電気料とか資材高騰、それらを加味した上で、80万円の増額として

いるところです。

以上です。

○議長（益子純恵） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第20号 那珂川町温泉浴場ゆりがねの湯及び那珂川町定住センターに係る指定管理者の指定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第21、議案第21号 まほろばの湯湯親館等の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第21号 まほろばの湯湯親館等の施設に係る指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、まほろばの湯湯親館、那珂川町ふるさとロッジ、那珂川町ふるさと交流館及び那珂川町営温泉源泉施設の指定管理を行わせるため、株式会社まほろばおがわを指定管理者として指定するものです。

これらの施設は、現在、株式会社まほろばおがわを指定管理者として管理を行っておりますが、3月31日をもって1年間の指定の期間が完了することから、改めて株式会社まほろばおがわを指定管理者として指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（深澤昌美） 補足説明いたします。

参考資料をご覧ください。

まず、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、まほろばの湯湯親館、那珂川町ふるさとロッジ、那珂川町ふるさと交流館、那珂川町営温泉源泉施設になります。

主な施設の概要につきましては記載のとおりとなりますので、ご確認をお願いします。

次に、2の指定管理者に指定する法人は、栃木県那須郡那珂川町小川1065番地、株式会社まほろばおがわ、代表取締役、内田浩二となります。

次に、3の指定の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間になります。

次に、4の指定管理者が行う業務の範囲ですが、施設及び設備等の維持管理等に関する業

務については、施設を正常に使用できる状態の維持など記載の7項目、その他として、緊急時の対応策など記載の4項目となります。

次に、5の利用料金収入等の取扱いですが、利用料金制度を採用し、条例の範囲内で利用料金を設定して収入として収受、管理運営に充当するなど3項目となります。

次に、6の指定管理料ですが、施設の管理に必要な経費として、年額1,600万円を限度に協定で定め、指定管理者に支払うこととします。

次に、7の候補者選定の経緯であります。那珂川町公の施設に係る指定管理者の指定の  
手続等に関する条例第2条第2項及び同条例施行規則第4条第2項の規定により、選定方法は非公募としております。

その理由としまして、株式会社まほろばおがわは、まほろばの湯湯親館等を管理運営するため、町のほか商工会、農協などが出資して設立した会社であり、平成14年の開館から長期間にわたり管理運営を行ってきた経緯のほか、温泉事業を通じて、温泉利用者等の健康増進や安らぎと憩いの場を提供するなど、長年の管理運営の実績を踏まえまして、現在の指定管理者に通知、1月16日に申請書を受付し、その後書類を審査した結果、指定管理者の候補者として、株式会社まほろばおがわを選定いたしました。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、小川正典議員。

○7番（小川正典） それでは、1点質問させていただきます。

まほろばおがわの資本金に対する出資金、会社名と金額並びに役員構成についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（深澤昌美） 資本金につきましては3,000万円となっております。2,000万円が町出資でありまして、商工会が600万円、そのほか100万円出資している会社が農協さん、足銀さん、信用組合さん、那須八溝物産さん、以上です。

役員につきましては、現在、代表取締役が副町長、農協の組合長さん、商工会の会長さん、産業振興課課長。監査委員が2名おります。

以上です。

○議長（益子純恵） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第21号 まほろばの湯親館等の施設に係る指定管理者の指定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第22号～議案第29号の一括上程、説明

○議長（益子純恵） 日程第22、議案第22号 令和5年度那珂川町一般会計予算の議決について、日程第23、議案第23号 令和5年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決について、日程第24、議案第24号 令和5年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決について、日程第25、議案第25号 令和5年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決について、日程第26、議案第26号 令和5年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決について、日程第27、議案第27号 令和5年度那珂川町下水道事業特別会計予算の議決について、日程第28、議案第28号 令和5年度那珂川町農業集落排水事業特別会計予算の議決について、日程第29、議案第29号 令和5年度那珂川町水道事業会計予算の議決について、以上8議案は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第22号から議案第29号、令和5年度那珂川町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計予算を提案するにあたり、町政執行に当たって、所信の一端を申し述べますとともに、予算案の要旨について説明申し上げます。

日本の経済情勢は、ウィズコロナ下で各種政策の効果もあって、景気が緩やかに持ち直していくことが期待されていますが、世界的な金融引締めが続く中、海外景気の下振れが国の景気を下押しするリスクとなっており、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとされています。

国の令和5年度一般会計予算であります。令和4年度第2次補正予算と一体として、基本方針における基本的な考え方及び骨太方針2022に沿って、足元の物価高騰を克服しつつ、経済再生への実現に向け、人への投資、科学技術・イノベーション、スタートアップ、GX、DXといった成長分野への大胆な投資、少子化対策・こども政策の充実等を含む包摂社会の実現等による新しい資本主義の加速や、外交・安全保障環境の変化への対応、防災・減災、国土強靱化等の国民の安全・安心の確保をはじめとした重要な政策課題について必要な予算を講じたところ、前年度比6.3%増の114兆3,812億円としました。

栃木県の令和5年度当初予算におきましては、栃木県誕生150年及びG7大臣会合の開催を契機とした郷土愛醸成、県の魅力発信のほか、政策経営基本方針に基づく、「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会のレガシー等の未来への継承」などの各種政策の積極的な展開とともに、「とちぎ未来創造プラン」と「とちぎ創生15戦略」に掲げる施策を推進する予算として、3年ぶりに1兆円を下回る、9,786億円となっております。

本町の令和5年度当初予算につきましては、ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、今後の感染状況や国の経済対策等と連動し、新たな行政課題に取り組むとともに、「第2次那珂川町総合振興計画後期基本計画」及び「那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる各種施策を着実に推進していく予算を計上いたしました。

また、予算編成においては、町の厳しい財政状況を踏まえ、事業の平準化に努めるとともに、前例や既成概念にとらわれず、必要性、緊急性、費用対効果を検証しつつ、限られた財源を有効に活用する観点から、全ての事業の成果を厳しく検証し、事業の廃止、休止など不採算の事業見直しや、町民の負託に応える施策の展開のための財源を確保し、持続可能で強固な予算編成に取り組んでまいりました。

令和5年度の主な事業としましては、本格化するケーブルテレビ光化事業や、馬頭総合福

社センター駐車場整備費のほか、分譲宅地整備に係る工事費などを計上いたしました。

その他、新規の事業としましては、子育て世帯の経済的負担の軽減や、安心して子育てのできる環境づくりの一つとして、地域振興策として小・中学校の学校給食費を半額免除する事業などを計上しました。

その結果、一般会計、特別会計、水道事業会計を合わせた予算額は、152億9,170万円となり、前年度と比較して15億5,520万円、11.3%の増となりました。

それでは、予算の主な内容についてご説明申し上げます。

まず、一般会計の予算額であります。85億5,000万円で、前年度と比較すると5億2,000万円、6.5%の増となりました。

一般会計の歳入であります。町税は、法人町民税において、資材等の高騰による町内法人の減収を見込み、900万円の減額としました。

地方譲与税は、自動車重量譲与税において、電気自動車やハイブリッド車の普及による減を見込み、500万円の減額としました。

地方交付税は、普通交付税において、臨時財政対策債国予算額が減額したことによる現金交付分の増のほか、特別交付税では、南那須地区広域行政事務組合病院負担金における不採算地区病院維持経費の交付税算定分の増を見込み、6,000万円の増額としました。

分担金及び負担金につきましては、小・中学校の学校給食費半額免除事業による負担金の減などを見込み、2,199万3,000円の減額としました。

国庫支出金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の減などを見込み、5,976万3,000円の減額としました。

県支出金につきましては、特定防災ため池長寿命化計画策定業務完了による農村地域防災減災事業費が減額する一方、県営処分場に係る地域振興支援交付金の交付額の増などを見込み、1,218万5,000円の増額としました。

繰入金につきましては、事業の確実な推進と町民負担への影響を避けるため、財政調整基金から繰り入れるほか、地域振興事業や福祉事業、奨学金事業などへ、基金からの繰り入れを行うこととして、13億378万2,000円を計上いたしました。

また、町債の発行額につきましては、地方道路交付金事業や町道改良舗装事業のほか、消防施設整備事業や馬頭総合福祉センター駐車場整備事業などに充当するため、交付税への算入率の高い過疎対策事業債を起債することとし、臨時財政対策債を含め、4億6,950万円を計上いたしました。

続きまして、令和5年度予算の主要施策について、新規事業及び主な事業を中心に説明資料により説明いたします。

説明資料の4ページをご覧ください。

まず、「1快適に暮らせるまちをつくる」であります。また、(2)都市基盤の整備のうち、①道路の整備では、上郷須賀川線、薬利後沢線の整備事業のほか、道路照明のLED化を実施する経費を計上しました。

④宅地の整備では、移住定住を促進するため、未利用公共施設の土地を活用した分譲宅地整備のための費用を計上しました。

(3)生活基盤の整備のうち、④消防防災・交通安全・防犯基盤の整備のうち、消防施設整備事業では、室町地区及び田町地区のポンプ車更新費用を計上しました。

5ページに続きます。

⑤情報通信基盤の整備では、令和5年度よりケーブルテレビ光化整備事業が本格化するため、その必要な経費を計上いたしました。

「2元気で明るく暮らせるまちをつくる」の、(1)医療・保健の充実では、健康づくり推進事業で、屋内水泳場を活用した那珂よし健康ポイント事業のほか、各種保健事業を実施する経費を計上しました。

(2)高齢者福祉・社会福祉の充実では、馬頭総合福祉センターの駐車場を整備するための経費を計上するほか、地域づくり推進事業において、ひきこもりやニート状態にある者に対し、職場体験等を通して自立に向け支援を行う就労支援事業を実施する経費を計上いたしました。

6ページに続きます。

(3)児童福祉・子育て支援の充実では、こども医療費助成事業について、対象を現行の15歳までから18歳までに拡充するほか、新規事業として、妊娠届出時から妊婦や子育て家庭に対し伴走型相談支援の充実を図るとともに、経済的支援として交付金を交付する出産・子育て応援交付金事業を実施するなど、子育てにやさしい環境をつくるための経費を計上しました。

「3人を育むまちをつくる」の、(1)学校教育の充実では、小・中学校において授業支援ソフトを導入する経費を計上したほか、馬頭小学校の玄関通路及び階段を改修するための経費を計上しました。

7ページに続きます。



中学校においては、英語検定チャレンジ事業の対象者を、中学3年生のみであったものについて中学1、2年生も対象に拡充するほか、新規事業として、小中学校の給食費を半額免除する経費を計上しました。

(2) 生涯学習の充実では、社会教育施設の今後の在り方の指針とするための支援業務委託費を計上するほか、各種教室や講座の開催など、社会教育の推進や公民館活動を推進するための経費などを計上いたしました。

(3) スポーツ・レクリエーションの振興では、老朽化した馬頭運動場トイレの改修工事費を計上するほか、体育施設の維持管理運営のための経費を計上しました。

(4) 文化の振興では、郷土資料館及びなす風土記の丘資料館は、令和4年度に常設展示替えを実施いたしましたので、そのリニューアルオープンに係る経費を計上したほか、馬頭広重美術館の管理運営費や、文化振興の充実及び芸術文化活動の推進に係る経費を計上しました。

8ページに続きます。

「4活力をおこすまちをつくる」の、(1) 農林水産業の振興では、農業基盤の整備や畜産振興などの事業費を計上しました。林業の振興では、引き続き、八溝材の利用拡大と移住・定住の促進のための木材需要拡大事業を実施するとともに、森林環境整備事業では、里山管理業務のための経費を計上いたしました。

(2) 商工業の振興では、農業、商工、観光連携の下、地元特産品のブランド化を推進するほか、商工業者の経営支援を融資事業により実施する経費を計上いたしました。

(3) 観光の振興では、豊島区でのイベントやイベントプロデュースなどの事業費を計上するほか、各観光施設等の管理運営費を計上するとともに、観光協会等とも連携し、道の駅や地域情報発信施設を中心とした観光、地域情報のPRを強化する経費を計上しました。

「5人と自然が共生するまちをつくる」の、(2) 生活環境の保全では、し尿処理対策、ごみ収集対策の経費を計上しました。

9ページに続きます。

公営墓地の管理運営では、無縁仏のための町営墓地に、合葬墓を造設する経費を計上しました。

(3) 循環型社会の構築では、生ごみ堆肥化事業のほか、低炭素まちづくり推進設備等導入事業では、電気自動車、太陽光発電、高効率給湯器及び木質バイオマス暖房設備等への補助金を計上しました。

「6ともに考え行動するまちをつくる」の、(1)行財政の健全化では、新規事業として、和見集会所駐車場を整備するための設計に係る経費を計上したほか、個人番号カード推進事業費で、引き続きマイナンバーカードを普及するための経費を計上しました。

(2)住民参加・協働の推進では、産学官連携事業、地域おこし協力隊事業の経費を計上しました。

(3)地域間連携・交流の促進では、「ふくろう協定」を締結しております東京都豊島区と引き続き交流を図るほか、秋田県美郷町に教育関係者のほか、スポーツ推進委員を派遣し、視察交流を実施する経費を計上しました。

「7まちづくりの重点プロジェクト」のうち、(1)『雇用の創出』推進プロジェクトでは、町内に働く場を確保し、雇用の創出に係る施策として、企業立地奨励事業や雇用促進奨励事業に係る費用を計上しました。

(2)『結婚・出産・子育て』推進プロジェクトでは、認定こども園の管理運営費や結婚し安心して子育てができる環境整備に係る施策として、結婚促進事業や不妊治療費助成、産前・産後サポート事業を実施する子育て世代包括支援センター事業、子育て支援住宅運営事業などを実施する経費を計上いたしました。

10ページに続きます。

(3)『新しいひとの流れ創出』推進プロジェクトでは、定住や町外からの移住の促進、関係人口や交流人口の増加に係る施策として、移住定住モニターツアー事業や、観光モニターツアー事業を支援し、人口減少対策に取り組む経費を計上いたしました。

(4)『住めばみやこ』推進プロジェクトでは、時代にあった地域づくり、安心安全なくらしを守るための施策として、ケーブルテレビ事業繰出金のうち、ケーブルテレビ光化事業に係る経費を計上したほか、地域防災計画に基づく防災対策事業、町民の健康づくりを促進する事業を位置づけ、住みよいまちづくりを目指す経費を計上いたしました。

11ページに続きます。

特別会計予算について説明いたします。

ケーブルテレビ事業特別会計であります。ケーブルテレビ光化事業に係る工事費として、10億9,756万5,000円を計上したほか、指定管理者業務委託料や道路改良工事に伴うケーブル移設工事に係る経費が主なものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。保険給付費や国民健康保険事業納付金のほか、保健事業に係る経費が主なものであります。また、令和5年度より、出産育児一時金につい

て、現行の42万円から50万円に拡充となります。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。後期高齢者医療広域連合納付金のほか、健診事業に係る経費が主なものであります。

次に、介護保険特別会計であります。介護サービス給付、介護予防サービス給付、地域支援事業、包括的支援事業に係る経費が主なものであります。

12ページに続きます。

下水道事業特別会計であります。施設の維持管理や管路耐震補強工事に係る経費が主なものであります。

次に、農業集落排水事業特別会計であります。施設の維持管理費に係る経費が主なものであります。

最後に、水道事業会計であります。原水設備及び配水設備の維持管理や建設改良に係る経費が主なものであります。

以上、各会計の予算につきましてその大要を申し上げましたが、今後も予算の執行に当たりましては、現在の厳しい財政状況を認識し、経常経費の節減、事務事業の見直しなどの行財政改革を積極的に推進することになりますが、全職員一丸となって努力してまいる所存でありますので、議員の皆様におかれましても建設的なご意見、ご提言をいただき、町政発展のためご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げ、私の所信と令和5年度予算の提案説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

---

#### ◎予算審査特別委員会の設置、付託

○議長（益子純恵） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第22号から議案第29号までについては、議員全員を委員とする予算審査特別委員会を設置して、これに付託することとし、審査に当たっては、必要に応じて資料の提出を求めることができるとしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号から議案第29号までについては、議員全員を委員とする予算審査特別委員会を設置して、これに付託することとし、審査に当たっては、必要に応じて資料の提出を求めることができることと決定いたしました。

ただいま、議員全員を委員とする予算審査特別委員会が設置されましたが、正副委員長が共に決定しておりません。委員会条例第10条第1項の規定により、議長名をもって、本日、本会議終了後、直ちに予算審査特別委員会を議場に招集いたします。

---

### ◎休会について

○議長（益子純恵） お諮りいたします。

3月7日から3月14日までの8日間は、予算審査特別委員会及び休日のため、本会議を休会したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、3月7日から3月14日までの8日間は本会議を休会とすることに決定いたしました。

3月7日から3月14日までの8日間は本会議を休会といたします。

---

### ◎散会の宣告

○議長（益子純恵） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時43分